

助成金申請書類作成の手引き

令和2年6月

EVバス導入促進事業

（お問い合わせ先・申請書の提出先）

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
（愛称：クール・ネット東京）
〒163-0810
東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NSビル10階
TEL : 03-5990-5068
Eメール : cnt-toshiene@tokyokankyo.jp
ホームページ : <https://www.tokyo-co2down.jp/fc-bus/index.html>

【受付時間】

月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）
9：00～17：00（12時～13時を除く）

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

目次

助成金を申請される皆様へ	1
1 事業概要	2
1.1 目的	2
1.2 事業スキーム	2
1.3 スケジュールフロー	3
2 助成内容	4
2.1 助成対象者（交付要綱第3条参照）	4
2.2 助成対象バスの要件（交付要綱第4条参照）	4
2.3 助成対象経費（交付要綱第5条参照）	4
2.4 助成金額（交付要綱第6条参照）	5
3 交付申請	6
3.1 申請手続き（交付要綱第7条参照）	6
3.2 交付申請必要書類一覧（交付要綱別表第2参照）	6
3.3 申請方法	7
3.4 申請にあたっての留意事項	8
3.5 本助成金の交付決定（交付要綱第8参照）	8
3.6 助成金交付の条件（交付要綱第9条参照）	9
4 計画の変更等	10
4.1 助成事業の計画変更（交付要綱第12条参照）	10
4.2 事業者情報の変更（交付要綱第13条参照）	10
4.3 助成対象事業の廃止（交付要綱第15条参照）	10
4.4 軽微な変更	10
5 実績報告の提出	11
5.1 実績報告の提出（交付要綱第16条参照）	11
5.2 助成金額の確定等（交付要綱第17条参照）	11
5.3 助成金の交付等（交付要綱第18条参照）	11
6 その他	12
6.1 申請の撤回（交付要綱第10条参照）	12
6.2 債権譲渡について（交付要綱第14条参照）	12
6.3 交付決定の取消し（交付要綱第19条参照）	12
6.4 処分の制限（交付要綱第24条参照）	12
6.5 助成事業の経理（交付要綱第25条）	14
7 様式記入例	15

助成金を申請される皆様へ

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当法人としましても、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

E/Vバスの導入促進事業に係る助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分ご認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
- 2 助成金で取得した助成対象バスを、当該の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいいます。）しようとするときは、事前に処分内容等について当法人の承認を受けなければなりません。なお、当法人は、必要に応じて助成対象バスの管理状況について調査することがあります。
- 3 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
- 4 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年率10.95%）を加えて返還していただきます。
- 5 助成金に係る不正行為に対しては、「補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

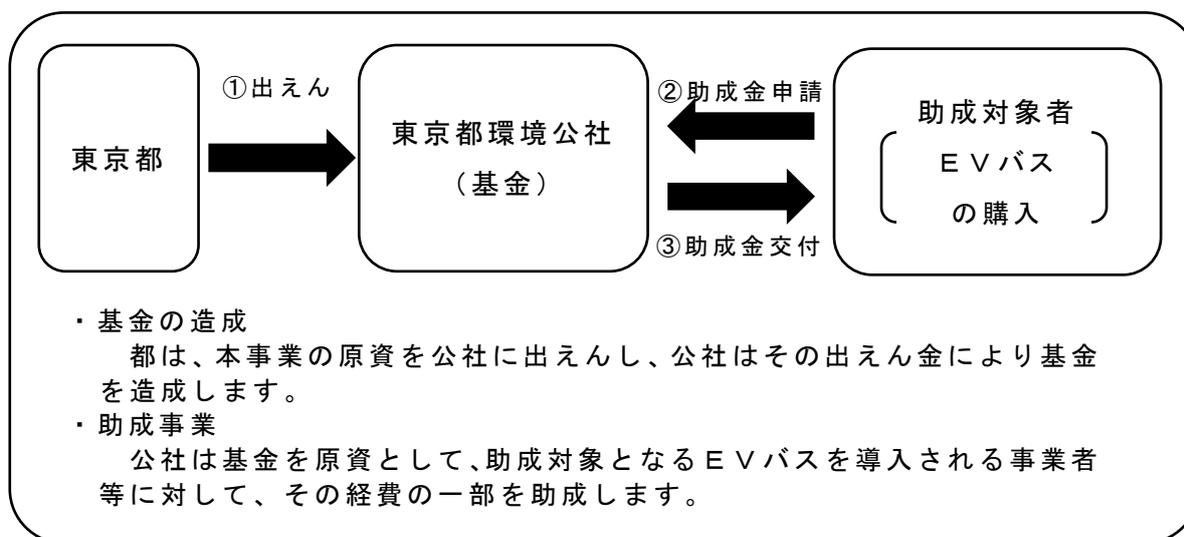
公益財団法人 東京都環境公社

1 事業概要

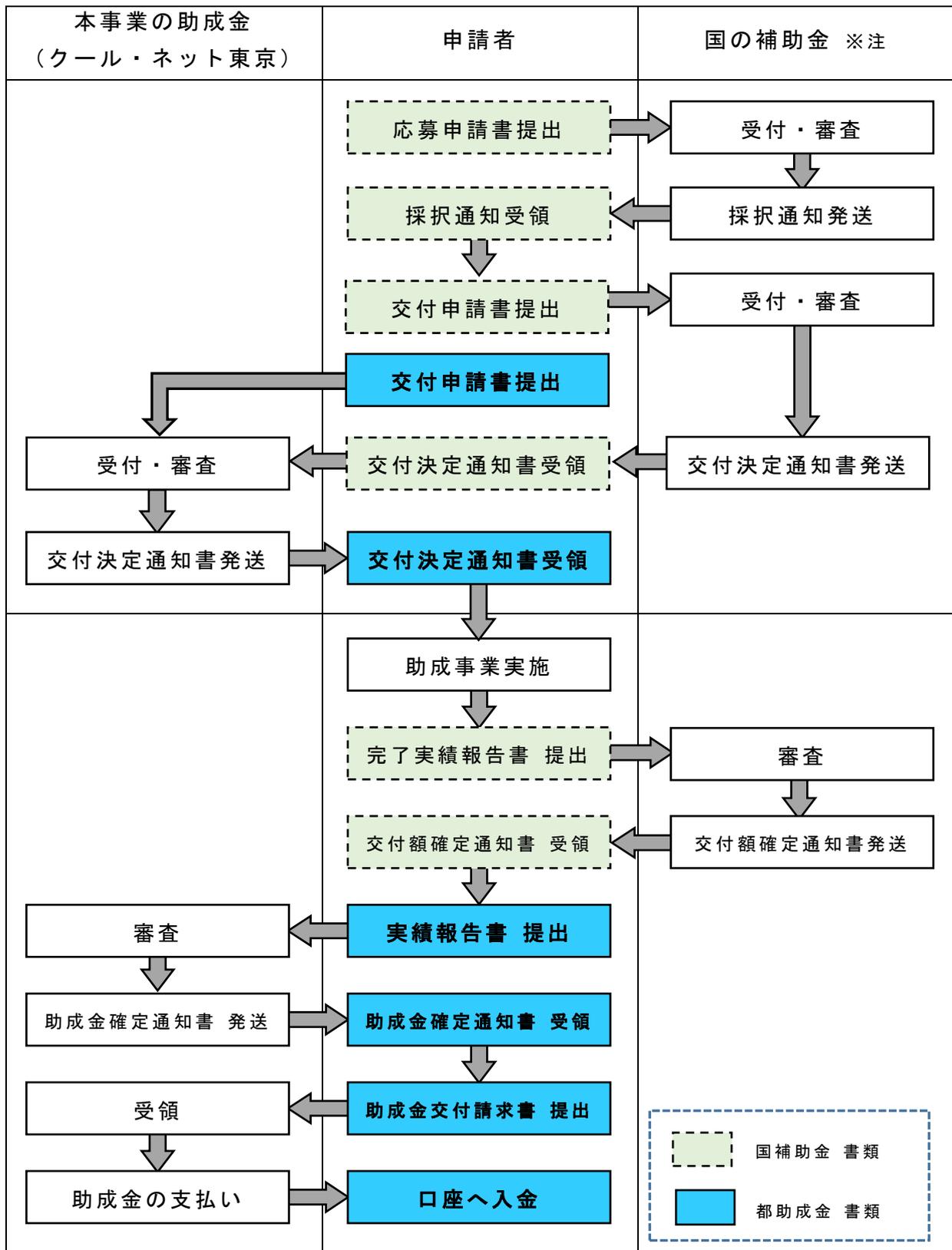
1.1 目的

EVバス導入促進事業（以下「本事業」という。）は、自動車から排出される二酸化炭素等の削減を図るため、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が、旅客自動車運送事業者等のEVバス導入に対し、その経費の一部を助成するものです。

1.2 事業スキーム



1.3 スケジュールフロー



※注 国土交通省の「自動車環境総合改善対策費補助金（地域交通グリーン化事業）」を利用した場合の例

2 助成内容

2.1 助成対象者（交付要綱第3条参照）

本助成金の交付対象者（以下「助成対象者」という。）は、次のいずれかの要件を満たすものとします。

- (1) 旅客自動車運送事業者
- (2) 地方公共団体
- (3) 上記(1)または(2)と本助成金の交付対象となるEVバス（以下「助成対象バス」という。）をリース契約した事業者
- (4) 上記(1)または(2)に対し交付対象となる助成対象バスを割賦販売した事業者

ただし、以下に該当する者は除きます。

- ・ 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等
- ・ 税金の滞納があるもの
- ・ 刑事上の処分を受けているもの
- ・ その他、公的資金の交付先として社会通念上適切でない者

2.2 助成対象バスの要件（交付要綱第4条参照）

助成対象バスは、次の全ての要件も満たすものとします。

- (1) 初度登録日（助成対象バスが初めて道路運送車両法第4条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けた日をいう。以下同じ。）が令和2年4月1日から令和5年2月28日までの間であるEVバスであること。ただし、中古の輸入車を除く。
- (2) 自動車検査証における使用の本拠の位置または所有者の住所が東京都内にあること。ただし、リース契約または割賦販売の場合は使用者の住所が東京都内であること。
- (3) 標準仕様ノンステップバス認定要領（平成15年12月26日付け国自技第211号、平成18年3月10日付け国自技第254号、平成22年6月4日付け国自技第49号または平成27年7月2日付け国自技第75号）に基づく認定を受けたノンステップバスであること。

2.3 助成対象経費（交付要綱第5条参照）

本助成金の助成対象経費は助成対象バス車両本体価格のみです。

- ※ オプション等の諸費用は含みません。
- ※ 消費税及び地方消費税については助成の対象になりません。
- ※ 「3.5 本助成金の交付決定」にある、**交付決定の通知の日より前に契約を締結したものの経費は、助成対象にはなりません。**

2.4 助成金額（交付要綱第6条参照）

- （1） 助成金の交付額（以下「助成金額」という。）は、助成対象経費の1/3とします。
- （2） 上記（1）にかかわらず、助成金額は1,660万円を上限とします。
※ 本助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

3 交付申請

3.1 申請手続き（交付要綱第7条参照）

（1）本事業による助成金の交付申請を行う際は、助成金交付申請書（第1号様式）、誓約書（第2号様式）その他の必要な書類（3.2 交付申請必要書類一覧）をとりまとめた上で郵送または持参により提出してください。

令和4年(2022年)7月15日（金曜日）（必着）

※ 国補助金の交付申請を行う場合には、国補助金の交付申請と並行して申請することができます。ただし、本事業の交付決定は、国補助金の交付決定通知が発行されたことを確認した後にいきます。

※ 申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。

（2）助成申請可能台数は、1申請者（使用者）につき1台とします。

3.2 交付申請必要書類一覧（交付要綱別表第2参照）

	書 類	備考
1	助成金交付申請書	第1号様式
2	誓約書 ※注	第2号様式
3	印鑑証明書 ※注 (申請日時点で、発行日から3か月以内のもの)	原本または 写し
4	登記事項証明書(現在事項全部証明書)※注 1 (申請日時点で、発行日から3か月以内のもの)	原本または 写し
5	法人都民税の納税証明書 ※注 * 法人の所在地が都外の場合は、法人県(道・府)民税	原本または 写し
6	購入予定車両の見積書(車両本体価格が明記されているもの。)	写し
7	国の交付決定通知書 * 国補助金を併用して受ける場合のみ必要	写し
8	リース見積書 * リース事業者の場合のみ必要	写し
9	その他公社が必要と認める書類 * 国補助金と併用する場合で、申請段階で交付決定を受けていない場合には、 <u>国補助等の採択通知を添付すること。</u>	

※注 ・リース契約等の場合、リース事業者と予定貸与先のものが必要
・地方公共団体は提出不要

3.3 申請方法

<申請様式のダウンロードページ>

<https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/fc-bus/download/>

■ 申請書の送付先

〒163-0810 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NSビル 10階
東京都地球温暖化防止活動推進センター 都市エネ促進チーム 宛

- * 申請様式は日本産業規格A4の用紙に片面印刷でお願いいたします。
- * 郵送の場合は、到着に関するトラブルを避けるため、レターパック、特定記録等の追跡可能な方法をご利用ください
- * 原則として郵送でご提出ください。やむを得ず窓口持参の場合は、電話にて事前予約をお願いします。予約なしの窓口持参は対応できない場合があります。
- * FAXや電子メールによる申請書類の提出は受け付けておりません。
- * 提出していただいた書類の返却はいたしません。申請書類一式のコピーを控えとして保管してください。
- * 封筒の表に、「EVバス助成金 必要書類在中」と赤字で記入またはマーカー等でわかりやすく表記してくださいしてください。

切手	163-0801
燃料電池バス助成金 必要書類在中	東京都地球温暖化防止活動推進センター 都市エネ促進チーム 宛
	東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル 10階

〒 住所
送付者 氏名

3.4 申請にあたっての留意事項

【記入方法等】

- * 手書きしていただく場合は、黒色又は青色のボールペンで丁寧に記入をしてください。鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの、及び黒色又は青色以外のペンで記入したものについては、受付できません。
- * 申請者名および金額を訂正する場合は、二重線見え消しの上、フルネームで署名または申請者欄と同一の印を押印してください。それ以外の訂正は、訂正内容がわかれば、特に方法の指定はありません。

【リース契約等】

- * リース期間については、導入した助成対象バスを処分制限期間（「6.4 処分の制限」を参照）以上の契約期間とした契約を行ってください。
- * リース事業者等が保有する助成対象自動車を契約終了後にリースサービス等を受けていた貸与先に譲渡する契約も認めます。この場合、所有権移動後も、助成対象バスを助成金の交付目的に従って、その効率的運用を図ることとします。

【その他】

- * 審査の過程で、現地確認・調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いいたします。
- * 審査料等は徴収しませんが、申請書類作成・送付等に係る経費は、助成対象者の自己負担になります。
- * 交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- * 職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます

3.5 本助成金の交付決定（交付要綱第8参照）

公社は、本助成金の交付の申請を受けた場合は、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の基金の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行います。

本助成金を交付する場合にあっては助成金交付決定通知書（第3号様式）により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書（第4号様式）により通知します。

- ※ 国補助金の申請を行っている場合には、当該国補助金の交付決定通知書が発行したことを確認した後、本助成金の交付決定を行います。

3.6 助成金交付の条件（交付要綱第9条参照）

公社は、交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、本助成金の交付決定の通知を受ける助成対象者（以下「被交付者」という。）に対し、次に掲げる条件を付すものとします。

- （1） 本要綱並びに本助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業（助成対象経費に関し、交付要綱第8条第4項の規定により本助成金の交付決定の通知を受けた当該事業をいう。以下同じ。）により取得した財産を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- （2） 助成対象経費に関して本助成金以外に都から交付される助成金その他の給付金を受給しないこと。
- （3） 公社が交付要綱第19条第1項の規定により本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従うこと。
- （4） 公社が交付要綱第20条第1項の規定により本助成金の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、交付要綱第21条第2項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、交付要綱第22条第2項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- （5） 公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応じること。

4 計画の変更等

4.1 助成事業の計画変更（交付要綱第12条参照）

交付決定を受けてから実績報告書を提出するまでの期間に、以下の変更が生じた場合には、予め助成対象事業計画変更申請書（第6号様式）の提出をしてください。

- ・ 助成事業の内容を変更しようとするとき。
- ・ 助成対象経費の内訳を変更しようとするとき。

申請を受け、変更の内容が妥当であると認めたときは、変更を承認し、その旨を申請者へ通知します。

4.2 事業者情報の変更（交付要綱第13条参照）

交付決定を受けてから処分制限期間を経過するまでの間に、以下の情報に変更があった場合は速やかに住所等の変更届出書（第7号様式）の提出をしてください。

- ・ 申請者の名前の変更(法人の代表者変更、社名変更、個人の改姓など)
- ・ 申請者の住所変更

※ 処分制限期間については「6.4 処分の制限」をご確認ください。

※ 車検証における「使用の本拠の位置」が東京都内でなくなる場合には、処分に該当します。その場合には、事前に処分の手続きをしてください。処分の手続きについては「6.4 処分の制限」を参照してください。

4.3 助成対象事業の廃止（交付要綱第15条参照）

交付決定を受けてから実績報告書を提出するまでの期間に、やむを得ない理由により助成事業を廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止申請書（第8号様式）を提出してください。

申請を受け、廃止が妥当であると認めたときは、廃止を承認し、その旨を申請者へ通知します。

4.4 軽微な変更

(1) 助成金の交付決定を受けてから処分制限期間内に以下の変更があった場合は、軽微な変更に関する届出が必要になります。

- ・ 自動車検査証の記載情報（登録ナンバー等）の変更
- ・ リース契約に関する変更

(2) 届出を行う場合は、以下の書類を提出してください。

- ・ 変更届出書(クール・ネット東京のホームページでダウンロード可能)
- ・ 変更後の自動車検査証の写し
- ・ その他の変更が確認できる公的書類の写し

5 実績報告の提出

5.1 実績報告の提出（交付要綱第16条参照）

助成対象事業者は、国からの補助金額確定通知書を受領後30日以内（国からの補助金を受けない場合は、助成事業実施後30日以内）に実績報告書（第9号様式）及び以下の表に示した書類を公社に郵送にて提出してください。

なお、本事業の終了年度である令和4年度に限り、実績報告の提出期限は、令和5年（2023年）3月3日（金曜日）とします。

実績報告の添付書類

	必要書類	備考
1	実績報告書	第9号様式
2	購入車両の代金に係る請求書等 ※ 車両登録番号、車台番号、車両本体価格の記載があること。	写し
3	購入車両の代金の支払いに係る領収書	写し
4	購入車両の自動車検査証	写し
5	購入車両に係るリース証明書 ※リース事業者の場合のみ必要	写し
6	貸与料金の算定根拠明細書 ※リース事業者の場合のみ必要	
7	国の補助金額確定通知書 ※ 国補助金を併用して受ける場合のみ必要	写し
8	その他公社が必要と認める書類	

5.2 助成金額の確定等（交付要綱第17条参照）

公社は、実績報告書の提出を受けた場合には、当該報告書の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該助成事業の内容が交付要綱第8条の交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めるときは、交付すべき本助成金の額を確定し、その旨を当該助成対象事業者に助成金確定通知書（第10号様式）により通知します。

5.3 助成金の交付等（交付要綱第18条参照）

助成対象事業者は、本助成金の額の確定通知を受け、本助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（第11号様式）、口座振込依頼書（第12号様式）を提出してください。

※ 口座振込依頼書には、通帳の写しなど口座の確認が出来る書類も添付してください。

6 その他

6.1 申請の撤回（交付要綱第10条参照）

被交付者は、第8条第1項の規定に基づく本助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定の通知を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書（第5号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができます。

6.2 債権譲渡について（交付要綱第14条参照）

被交付者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に対して譲渡をし、又は承継をさせてはなりません。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではありません。

6.3 交付決定の取消し（交付要綱第19条参照）

（1） 次の各号に一つでも該当すると認められる場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- ① 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- ② 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
- ③ 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
- ④ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含みます。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- ⑤ その他、助成金の交付の決定の内容、これに付した条件、その他法令に基づく命令に違反したとき。

（2） 公社は、上記によって取消しを行った場合は、速やかに当該助成対象者に通知を行います。

6.4 処分の制限（交付要綱第24条参照）

（1） 助成金を受領した車両には、処分の制限があります。

処分とは、以下の内容を指します。

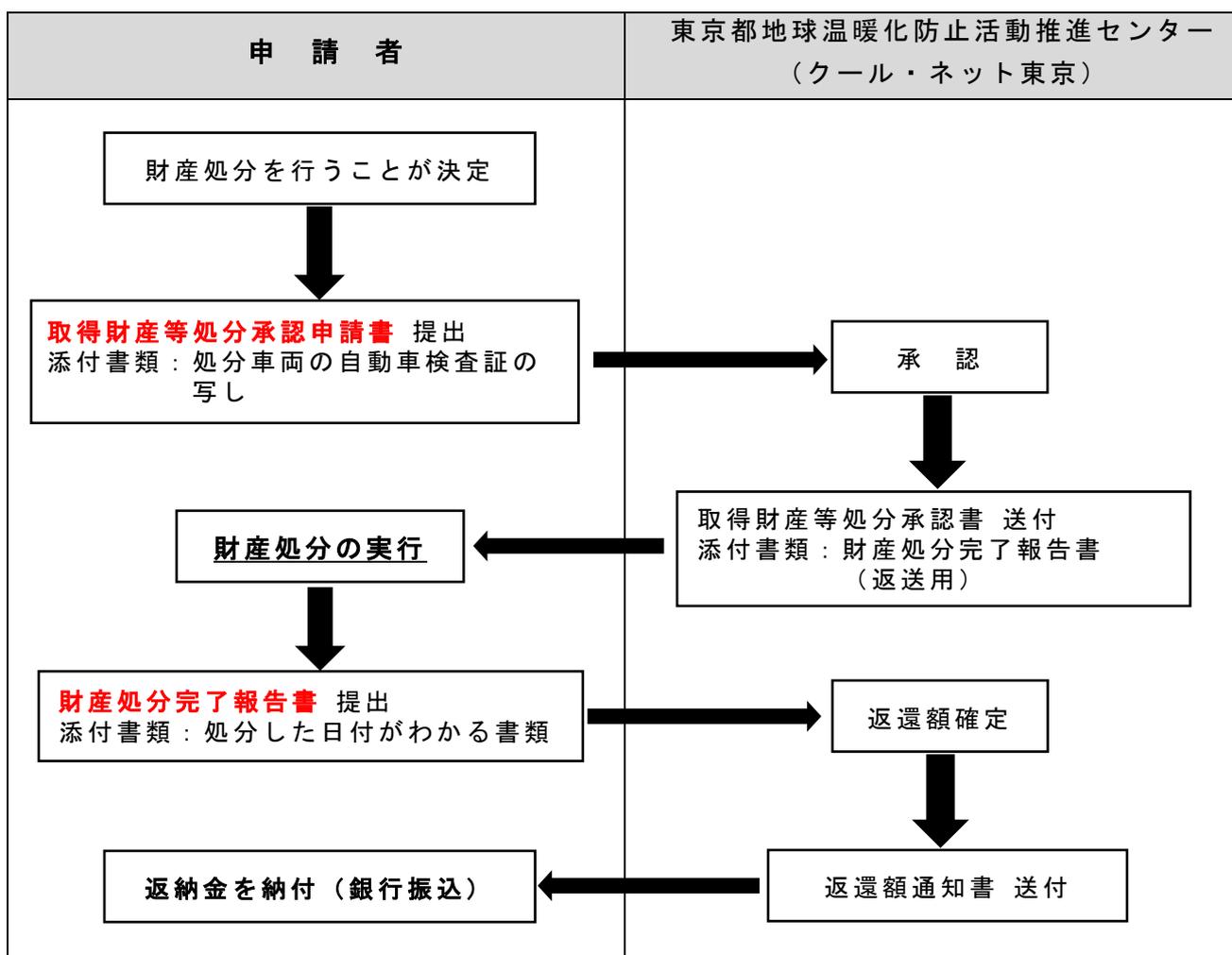
- ① 助成対象バスに対する以下の行為
 - ・ 本助成金の交付の目的に反する使用
 - ・ 譲渡（売却・名義変更） ・ 交換 ・ 廃棄
 - ・ 貸付（リース事業者を除く） ・ 担保に供すること
- ② 移転等により、助成対象事業で導入したEVバスの「都内」に関する要件を満たさなくなること。

(2) 本助成金には下記のとおり処分制限期間が定められています。

区分	処分制限期間 (初度登録から起算)
EVバス	5年(60ヶ月)

処分制限期間内に助成金を受領した車両を処分するときは、次のフローに従い財産処分の承認申請を行ってください。

- ・承認申請書の様式は、クール・ネット東京のホームページからダウンロードできます。
- ・承認申請の提出先は、助成金申請時と同じです。
- ・クール・ネット東京から承認通知を受領した後に処分を実行してください。
- ・承認申請の到着から承認通知まで1～2週間程度かかります。承認申請書に記載する「処分の予定日」は提出から2週間以上空けてください。
- ・承認前の処分や無届の処分は、交付要綱違反となり、助成金全額の返納を求める場合があります。ご注意ください。



- (3) 処分制限期間内に助成金を受領した車両を処分するときは、返納金が発生します。クール・ネット東京から通知される「取得財産の処分に係る返還額通知書」に基づき納付してください。計算方法は次のとおりです。

$$\text{返還額} = \text{助成額} \times \left(1 - \frac{\text{経過期間}}{\text{処分制限期間}} \right) \text{ ※千円未満切り捨て}$$

経過期間は初度登録日から所有権移転日（売却・下取りの場合は引渡日・入庫日）まで月数で計算します。たとえば、10日に初度登録した場合、翌月10日までは1カ月目、翌月11日からは2ヶ月目となります。処分制限期間も、月数で計算します。

ただし、次の場合は処分の承認を得るだけで、返納金は発生しません。

- ・ 天災等により、助成金を受領した車両が走行不能となり、抹消処分した場合
- ・ 過失の無い事故により、助成金を受領した車両が走行不能となり抹消処分した場合
- ・ クール・ネット東京が特に認める場合

6.5 助成事業の経理（交付要綱第25条）

助成事業に関する収支を明らかにした証拠の書類等（表2に記載する書類のうち写しを提出する書類の原本及びその他の書類）を公社が本助成金の交付決定をした日の属する公社の会計年度の終了の日から6年間保存してください。

7 様式記入例

交付申請書（第1号様式） 購入の場合

第1号様式（第7条関係） (1/2)

作成日 令和〇〇年 〇月 〇日

書類を作成した日付

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

住所 東京都新宿区〇〇1-2-3
名称 〇〇〇〇株式会社
代表者役職及び氏名 代表取締役 東京 太郎

**EVバス導入促進事業
助成金交付申請書**

印鑑証明書と同一の
印鑑を押印
地方自治体の場合は
公印を押印

1 申請担当者の情報

住所 〒 123-0000	東京都府 新宿区〇〇1-2-3
フリガナ シンジュク タイチ	所属部署 (法人のみ) 総務部 総務課
氏名 新宿 太一	
日中連絡が取れる電話番号 03-0000-0000	E-mail (法人のみ) sinjuku-t@xxxx.co.jp

2 手続代行者の情報（手続を代行する場合のみ記入）

住所 〒 122-0000	東京都府 渋谷区△△4-5-6	申請手続きを他へ依頼する場合に記入
会社名 △△販売株式会社		
フリガナ シブヤ ハナコ	所属部署 営業部△△課	
担当者名 渋谷 花子		
電話番号 03-1111-0000	E-mail sibuya-h@yyyy.co.jp	

3 貸与先の情報（リース契約の場合のみ記入）

住所 都道府県	
フリガナ	
氏名又は名称	交付決定通知の送付先を選択
代表者氏名	

4 交付決定通知書の送付先（いずれか1つを選択）

<input type="checkbox"/>	申請担当者	<input checked="" type="checkbox"/>	手続代行者
--------------------------	-------	-------------------------------------	-------

5 購入予定車両に関する情報

メーカー名 / 車名	××自動車 / △△△△△		
代表型式	ABC-1DEF2		
自動車の種別・用途	普通・乗合		
使用の本拠の位置（予定）	東京都	新宿区〇〇1-2-3	
導入予定時期	2021	年	2月頃
申請台数	1台		
助成額に係る計	① 車両本体価格（※1）		45,000,000円
	② 国補助額（※2）		15,000,000円
	③ その他補助金		0円
	④ 都助成額		15,000,000円
	⑤ 補助額・助成額小計（②+③+④）		30,000,000円
	⑥ 差引き（①-⑤）		15,000,000円
交付申請額（=④都助成額）		15,000,000円	

使用予定場所の住所を記入

導入を予定している時期を記入

※1 オプション、消費税は含めない
値引きがある場合は、値引後の価格を記入

※2 「国補助」とは、国土交通省の「自動車環境総合改善対策費補助金（地域交通グリーン化事業）」をいう。

交付申請書（第1号様式） リースの場合

第1号様式（第7条関係）

(1/2)

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

書類を作成した日付 → 作成日 令和〇〇年 〇月 〇日

住所 東京都新宿区〇〇1-2-3
 名称 〇〇〇〇リース株式会社
 代表者役職及び氏名 代表取締役 東京 太郎



EVバス導入促進事業
助成金交付申請書

印鑑証明書と同一の
印鑑を押印

1 申請担当者の情報

住所	〒 123-0000	東京都	新宿区〇〇1-2-3
フリガナ	シンジユク タイチ	所属部署 (法人のみ)	総務部 総務課
氏名	新宿 太一	E-mail (法人のみ)	sinjuku-t@xxxx.co.jp
日中連絡が取れる 電話番号	03-0000-0000		

2 手続代行者の情報（手続を代行する場合のみ記入）

住所	〒	東京都	
会社名			
フリガナ		所属部署	
担当者名			
電話番号		E-mail	

3 貸与先の情報（リース契約の場合のみ記入）

住所	東京都	港区〇〇3-4-5
フリガナ	シカクシカクコウツウ カブシキガイシャ	
氏名又は 名称	〇〇交通株式会社	
代表者 氏名	代表取締役 港 大介	

貸与先の情報を記入

交付決定通知の送付
先をチェック

4 交付決定通知書の送付先（いずれか1つを選択）

<input checked="" type="checkbox"/>	申請担当者	<input type="checkbox"/>	手続代行者
-------------------------------------	-------	--------------------------	-------

5 購入予定車両に関する情報

メーカー名 / 車名	××自動車 / △△△△△		
代表型式	ABC-1DEF2		
自動車の種別・用途	普通・乗合		
使用の本拠の位置（予定）	東京都	港区□□3-4-5	
導入予定時期	2021	年	2月頃
申請台数			1台
助成額に係る計	① 車両本体価格（※1）		45,000,000円
	② 国補助額（※2）		15,000,000円
	③ その他補助金		0円
	④ 都助成額		15,000,000円
	⑤ 補助額・助成額小計（②+③+④）		30,000,000円
	⑥ 差引き（①-⑤）		15,000,000円
交付申請額（=④都助成額）		15,000,000円	

使用予定場所の住所を記入

導入を予定している時期を記入

※1 オプション、消費税は含めない
値引きがある場合は、値引後の価格を記入

※2 「国補助」とは、国土交通省の「自動車環境総合改善対策費補助金（地域交通グリーン化事業）」をいう。

誓約書（第2号様式）

第2号様式（第7条関係）

EVバス導入促進事業 誓約書

リースの場合はリース事業者と貸与先のそれぞれの誓約書が必要

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

【暴力団排除に関する誓約事項】

EVバス導入促進事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項の規定に基づく助成金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が要綱第3条に規定する助成対象者に該当し、将来にわたっても該当するよう法令等を遵守することをここに誓約します。

また、この誓約に違反又は相違があり、要綱第12条第1項の規定により助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、要綱第13条第1項に規定する助成金の返還を請求されたときは、これに異議なく応じることを誓約します。

あわせて、貴公社理事長又は東京都が必要と認めた場合には、暴力団関係者であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

* この誓約書における「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。

- ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・ 暴力団員を雇用している者
- ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

【その他の誓約事項】

- ・ 申請者（リースの場合は貸与先を含む）は、税金の滞納がなく、刑事上の処分を受けておらず、公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者です。
- ・ 申請する車両は、中古車ではありません。
- ・ 本助成金申請書の記載内容は、事実に基づき、申請者の不利益にならない範囲において訂正される可能性があることについて同意します。
- ・ 申請する車両が利益等排除の対象になる場合は、以下チェック欄へのチェックをもって申告します。（対象とならない場合はチェック不要）

<input type="checkbox"/>	申請者（リースの場合は貸与先）は助成対象自動車を販売する事業者であるため、利益等排除に該当します。
<input type="checkbox"/>	申請する車両は申請者（リースの場合は貸与先を含む）が製造したものであるため、利益等排除に該当します。

令和〇〇年 〇月 〇日

書類を作成した日付

住所

東京都新宿区〇〇1-2-3

名称

〇〇〇〇株式会社

代表者
役職及び
氏名

代表取締役 東京 太郎

印鑑証明書と同一の
印鑑を押印
地方自治体の場合は
公印を押印



実績報告書（第9号様式）

第9号様式（第16条関係）

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

書類を作成した日付

作成日 令和〇年 〇月 〇日

住 所 東京都新宿区〇〇1-2-3
名 称 〇〇〇〇リース株式会社
代表者役職 代表取締役 東京 太郎
及 び 氏 名

実印

交付決定通知書にある「交付決定日」を記入

EVバス導入促進事業
実績報告書

印鑑証明書と同一の
印鑑を押印
地方自治体の場合は
公印を押印

令和〇年 〇月 〇日付けをもって交付決定した事業についてEVバス導入促進事業
助成金交付要綱（令和2年5月**日付2都環公総地第***号）第16条の規定に基づき、下記
の通り届け出ます。

契約日、初度登録日、支払完了
日の内、最も遅い日付を記入

交付決定番号	EVBU-〇〇〇〇		
完了年月日	令和〇年	〇月	〇日
交付申請額	15,000,000 円		
添付書類	1	購入車両の自動車検査証	1 枚
	2	購入車両の代金に係る請求書等	1 枚
	3	購入車両の代金の支払いに係る領収書	1 枚
	4	貸与料金の算定根拠明細書	1 枚
	5	購入車両に係るリース証明書	1 枚
	6	国の補助金額確定通知書	1 枚
	7	その他	- 枚

担当者 又は 手続 代行者	住 所	〒123-0000 東京都新宿区〇〇1-2-3
	会社名 又 部 署 名	〇〇〇〇リース株式会社 総務部総務課
	氏 名	新宿 太一
	連絡先 電 話 番 号	03-0000-0000

助成金交付請求書（第11号様式）

第11号様式（第18条関係）

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

書類を作成した日付

作成日 令和〇年 〇月 〇日

住 所 東京都新宿区〇〇1-2-3
名 称 〇〇〇〇株式会社
代表者役職
及び氏名 代表取締役 東京 太郎

実印

EVバス導入促進事業
助成金交付請求書

印鑑証明書と同一の
印鑑を押印
地方自治体の場合は
公印を押印

令和〇年 〇月 〇日付けで交付決定のあった、標記事業における助成金を、EVバス導入促進事業助成金交付要綱（令和2年5月29日付2都環公総地第405号）第18条第1項の規定に基づき、下記の通り請求します。

交付決定番号	EVBU-〇〇〇〇
請求金額	15,000,000 円

※ 助成金口座振込依頼書(12号様式)及び、振込口座が確認できる資料(通帳等)のコピーを添付すること。

口座振込依頼書（第12号様式）

第11号様式（第18条関係）

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

書類を作成した日付

作成日 令和〇年 〇月 〇日

住 所 東京都新宿区〇〇1-2-3
名 称 〇〇〇〇株式会社
代表者役職
及び氏名 代表取締役 東京 太郎

実印

EVバス導入促進事業
助成金交付請求書

印鑑証明書と同一の
印鑑を押印
地方自治体の場合は
公印を押印

令和〇年 〇月 〇日付で交付決定のあった、標記事業における助成金を、EVバス導入促進事業助成金交付要綱（令和2年5月29日付2都環公総地第405号）第18条第1項の規定に基づき、下記の通り請求します。

交付決定番号	EVBU-〇〇〇〇
請求金額	15,000,000 円

※ 助成金口座振込依頼書(12号様式)及び、振込口座が確認できる資料(通帳等)のコピーを添付すること。

貸与料金の算定根拠明細書

書類を作成した日付 → 作成日 令和〇年 〇月 〇日

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

(リース事業者)

住 所 東京都新宿区〇〇1-2-3

名 称 〇〇〇〇リース株式会社

代表者役職
及 び 氏 名 代表取締役 東京 太郎 実印

(貸与先)

住 所 東京都港区〇〇3-4-5

名 称 〇〇交通株式会社

代表者役職
及 び 氏 名 代表取締役 港 大介 実印

**EVバス導入促進事業
貸与料金の算定根拠明細書**

印鑑証明書と同一の
印鑑を押印
地方自治体の場合は
公印を押印

以下の内容のとおりであり、誤りはありません。

1. 車両・リース期間・補助金相当額

メーカー名 / 車名	××自動車 / △△△△△		
代表型式	ABC-1DEF2		
リース期間(月数)	60ヶ月		
本助成金相当額		15,000,000	円
本助成金以外の補助金相当額		15,000,000	円

2. リース料金 (※)

	助成金なし の場合	助成金あり の場合	差額
リース料金総額(消費税抜き)	48,000,000	18,000,000	30,000,000

(注) 本助成金の他に補助金を受ける場合は、本助成金と他補助金を考慮して記入してください。

国補助等の助成額も含めた
場合のリース料金

国補助等の助成額も含めた
金額以上

(参考) 関連ホームページのご案内

実施要綱・助成金交付要綱・本手引き等の規程類について

<https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/ev-bus/index.html>

東京都
EVバス導入促進事業
助成金申請書類作成の手引き

□発行・編集

令和2年6月

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

(愛称：クール・ネット東京)

〒163-0810

東京都新宿区西新宿 2-4-1

新宿 NSビル 10階

TEL：03-5990-5068